

す 広報 おう 大島



～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

6 月号

2023(令和5)年
No. 225



島をクルっと一周

5月21日 サイクルイベント「シマクル」

みんなで防ごう土砂災害

「土砂災害防止月間（6/1～30）」

例年梅雨時期には、全国各地で土砂災害が頻発し、時には尊い人命が奪われています。いつ、どこで起こるか分からない土砂災害から身を守るもっとも確実な方法は「逃げること」です。

自分が住んでいる場所にどんな危険があるか、どこを通って、どこに避難するか。どのタイミングで避難するか。家族との連絡をどうやってとるかなど、梅雨入りのこの時期に是非これらのことを確認していただき、家族や地域の皆さんと一緒に考え、土砂災害による被害を防ぎましょう。

雨の降り方に注意

土砂災害発生の危険性が高まったときは、土砂災害警戒情報が発表されます。この情報が発表された場合は、雨量情報などに注意して自主的な避難を検討してください。

ただし、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、土砂災害が発生する危険があります。

異変を感じたら、ただちに安全なところへ避難してください。

土砂災害の前兆現象に注意

急傾斜地の崩壊・・・ 斜面（がけ）から小石がパラパラ落ちてくる、斜面（がけ）から急に水が湧き出す、湧水が濁る、斜面（がけ）に亀裂が入る、異様な音がするなど



土石流・・・ 川が濁り、木と一緒に流れる、山鳴りや地震のように震える、雨が降り続けているのに川の水位が下がるなど



地すべり・・・ 地面がひび割れたり、一部分がくぼんだりする、斜面下の地盤が盛り上がる、斜面から水が湧き出す、井戸水が濁ったり、池や沼の水が急に減ったり増えたりするなど



気象情報の確認

気象台が発表する注意報・警報など気象情報には十分注意し災害に備えましょう。

また、大雨警報・洪水警報の発表時でさらに災害の発生が高まった場合は、町防災行政無線や防災メール等でお知らせしますので、早めの避難をお願いします。

▼山口県土木防災情報システム

<https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

▼周防大島町防災メール登録方法・変更方法

次のメールアドレスに件名・本文を入力せずメールを送信してください。

e-suo-oshima@xpressmail.jp



避難行動について

避難とは難を避け、安全を確保することで、次の挙げる行動があります。

- 町が開設する避難所への避難
- 安全な親戚・知人宅への避難
- 安全な建物（強固な建物）への避難

※自宅が安全な場合は、自宅に留まることも避難行動の一つです。

※避難する時間がない場合は、2階や崖から離れた部屋など少しでも安全な場所に避難してください。

☎総務課 消防防災班 ☎ 0820-74-1000

後期高齢者医療保険ご加入の皆さまへ

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502

8月から保険証が変わります

■新しい保険証は薄紫色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。

8月1日からお使いいただく新しい保険証は、7月中旬に簡易書留郵便でお届けします。現在お持ちの保険証(オレンジ色)は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。(返却は不要です)

※簡易書留郵便は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、あらかじめ各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。

■点字シールを貼った保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、6月23日(金)までにご連絡をお願いします。

保険料について ～保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります～

■保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の令和4年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人一人に賦課されます。

1年間の保険料	=	均等割額 53,417円	+	所得割額 (前年所得 - 43万円) × 10.34%
---------	---	-----------------	---	--------------------------------

※所得の少ない方は、世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて保険料が軽減されます。

■保険料の納め方

○特別徴収(年金からの天引き)となる方

昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

○普通徴収(納付書または口座振替での納付)となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。(口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります)

■お支払い方法を口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で口座振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収(年金からのお支払い)の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替(金融機関口座からのお支払い)へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書(お客様控)」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、過去に口座振替で納付していた場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。(口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません)

口座振替は後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からもでき、口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人(支払った家族など)に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

令和4年度下半期 町の財政状況 (3月末現在)

町では条例に基づき、年2回、財政状況を公表しています。

今回は、令和4年度下半期(令和5年3月31日現在)の収支、町債(町が長期にわたり返済する借入金)の残高、町有財産の状況についてお知らせします。

一般会計

歳入(歳入予算および収入済額)

科 目	予算額	収入済額	予算対比
町 税	40億1,038万円	40億2,965万円	100.5%
地方譲与税・交付金	4億8,767万円	5億1,016万円	104.6%
地方交付税	74億6,532万円	78億4,989万円	105.2%
分担金・負担金・使用料・手数料	2億2,376万円	1億9,593万円	87.6%
国庫支出金	23億8,026万円	19億9,521万円	83.8%
県支出金	10億3,242万円	7億118万円	67.9%
繰入金	1億3,531万円	9,939万円	73.5%
繰越金	8億9,380万円	8億9,380万円	100.0%
町債	14億6,292万円	1億2,280万円	8.4%
その他(財産収入・寄附金・諸収入)	4億636万円	3億7,146万円	91.4%
合 計	184億9,820万円	167億6,947万円	90.7%

歳出(歳出予算および支出済額)

科 目	予算額	支出済額	予算対比
議会費	8,929万円	8,753万円	98.0%
総務費	48億4,841万円	46億274万円	94.9%
民生費	30億7,010万円	26億4,404万円	86.1%
衛生費	8億8,665万円	6億6,233万円	74.7%
農林水産業費	12億597万円	5億6,806万円	47.1%
商工費	6億517万円	4億5,139万円	74.6%
土木費	5億8,639万円	3億3,209万円	56.6%
消防費	4億8,771万円	4億4,452万円	91.1%
教育費	10億4,818万円	7億3,640万円	70.3%
公債費	17億7,836万円	17億7,826万円	100.0%
その他(災害復旧費・諸支出金・予備費)	38億9,197万円	28億8万円	71.9%
合 計	184億9,820万円	151億744万円	81.7%

特別会計

会計名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国民健康保険事業	30億1,638万円	26億8,710万円	89.1%	27億8,352万円	92.3%
後期高齢者医療事業	4億3,576万円	4億925万円	93.9%	3億8,216万円	87.7%
介護保険事業	33億9,303万円	28億1,905万円	83.1%	28億2,256万円	83.2%
渡船事業	1億1,642万円	6,907万円	59.3%	9,210万円	79.1%
合計	69億6,159万円	59億8,447万円	86.0%	60億8,034万円	87.3%

水道事業・下水道事業・病院事業会計

会計名	区分	収入			支出		
		予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
水道事業	収益的収支	8億6,610万円	8億9,142万円	102.9%	8億2,889万円	8億537万円	97.2%
	資本的収支	3,300万円	3,300万円	100.0%	2億3,050万円	2億3,040万円	100.0%
下水道事業	収益的収支	10億9,636万円	11億2,326万円	102.5%	9億7,292万円	9億5,716万円	98.4%
	資本的収支	19億655万円	13億2,176万円	69.3%	22億5,005万円	14億4,979万円	64.4%
病院事業	収益的収支	49億2,565万円	48億5,199万円	98.5%	49億2,565万円	47億1,327万円	95.7%
	資本的収支	6億290万円	6億290万円	100.0%	9億1,400万円	9億1,400万円	100.0%

町有財産の状況

土地	1,406,768.38 m ²
建物	201,484.69 m ²
山林	7,010,086.18 m ²
有価証券・出資による権利	52億6,629万円

基金	財政調整基金	93億1,835万円
	減債基金	6億1,167万円
	県収入証紙購入基金	300万円
	奨学資金貸付基金	1,001万円
	福祉振興基金	2億4,698万円
	国民健康保険基金	5億3,459万円
	介護給付費準備基金	2億5,996万円
	まち・ひと・しごと創生基金	1億3,423万円
	土地開発基金(現金)	2億455万円
	土地開発基金(土地)	6,637万円
	中山間ふるさと・水と土保全対策基金	3,113万円
	周防大島高等学校通学支援費給付基金	3,079万円
	ちびっ子医療費助成事業基金	9,315万円
	観光振興事業助成基金	5,226万円
	福祉医療費一部負担金事業基金	4,432万円
	ふるさと応援基金	1億7,262万円
	CATV加入促進事業基金	1,804万円
	外国語活動推進事業基金	2,992万円
	合併地域振興基金	9億8,337万円
	森林環境整備基金	1,311万円
学校給食費無償化事業基金	1億4,119万円	
合計	129億9,961万円	

町債残高の状況(会計別)

一般会計	139億1,096万円
特別会計	135億8,791万円
渡船事業	611万円
水道事業	15億6,456万円
下水道事業	66億2,502万円
病院事業	53億9,222万円
合計	274億9,887万円

一時借入金の状況

3月末現在高	0円
--------	----

※予算対比は、小数点以下1位未満を四捨五入しています。

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となって、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 73-5503

1 サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

① 要介護認定を受けます

(1) 本人または家族が、介護保険課または各総合支所・出張所で要介護認定の申請をします。

※地域包括支援センター等が申請を代行できますので、わからない場合は介護保険課までご連絡ください。

(2) 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

(3) 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

(4) 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくります。

■ 要介護1～5の方

在宅サービスの利用：居宅介護支援事業者へ依頼します。

施設サービスの利用：介護保険施設と直接契約します。

■ 要支援1・2の方
周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

■ 在宅サービス

〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。（限度額あり）

■ 施設サービス（要介護1～5の方のみ）

介護や医療が長期間必要な方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム

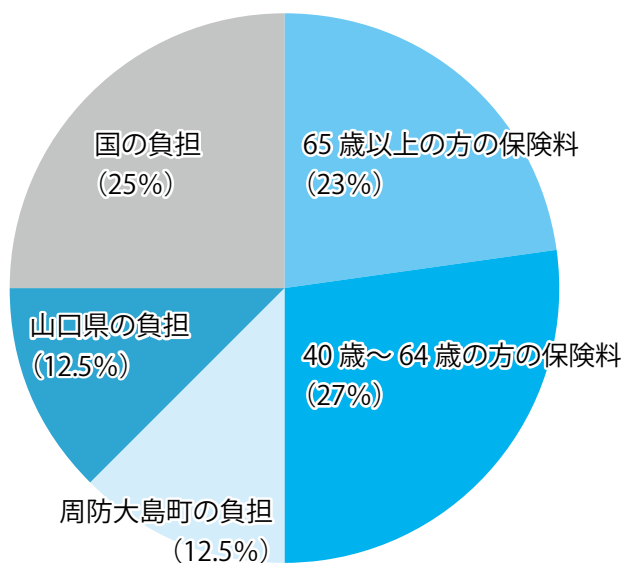
：原則、要介護3以上の方が利用できます）、介護老人保健施設、介護医療院に入所して施設のサービスを利用します。

■ 地域密着型サービス

認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受け、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、18人以下の地域密着型通所介護（デイサービス）、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）

介護保険は、下記の円グラフのとおり、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。



＋ サービスの利用者負担（原則として費用の1～3割）

2 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも、高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの第8期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用を賄うために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。第8期（令和3年度～令和5年度）の保険料は以下のとおりで、基準保険料額（年額）は66,600円になります。

（参考：第7期（平成30年度～令和2年度）の基準保険料額 71,400円）

※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

所得段階	対象者	算定式	年額	
第1段階	①生活保護受給者／②町民税非課税者かつ老齢福祉年金 ^{*1} 受給者／ ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入 ^{*2} が80万円以下の方	基準額×0.3	19,980円	
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5	33,300円	
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額×0.7	46,620円	
第4段階	町民税課税世帯で本人に 町民税が課税されていない	前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.9	59,940円
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額×1.0	66,600円
第6段階	本人に町民税が課税されている	前年の合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.2	79,920円
第7段階		前年の合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	86,580円
第8段階		前年の合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	99,900円
第9段階		前年の合計所得金額が年間320万円以上の方	基準額×1.7	113,220円

※¹老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

※²課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

介護保険料の納め方

■ 40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料
加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

■ 65歳以上の方の保険料

○ 受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます…年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。

○ 受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます…役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。納付場所は、各総合支所・出張所、納付書に記載された町指定の金融機関、コンビニ[※]等です。

また、スマートフォン決済でも納付できます。

※コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できないものもあります。コンビニで納付ができない場

合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をお勧めします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1～3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

■ 令和5年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

ひとり親世帯

■対象者

(1) 令和5年3月分の児童扶養手当が支給された方※¹（申請不要。対象者は支給済みです）

(2) 公的年金等※²を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方※³※⁴【要申請】

(3) 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方【要申請】

※「児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※³ 既に児童扶養手当受給資格者として³の認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額、または一部を停止された⁴と推測される方も対象となります。

※⁴ 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

ひとり親世帯以外

■対象者

(1) 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方（申請不要。対象者には支給済みです）

(2) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります）であつて令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方【要申請】

共通事項

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■手続きに必要なもの

本人確認書類、通帳の写し、収入額が分かる書類（※ひとり親世帯の方は、年金額が分かる書類も必要です）

■申請場所 福祉課、各総合支所

■申請期限 令和6年2月29日(木)

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体を支援します

飼い主のいない猫を捕獲（Trap）し、不妊・去勢手術（Neuter）を実施し、元の場所へ戻す（Return）ことで、その地域における飼い主のいない猫を徐々に減らす活動があります。この活動は、それぞれの頭文字をとってTNR活動と呼ばれ、過酷な環境で生きる不幸な猫や、保健所へ収容・殺処分される猫を減らすことを目的に実施されます。また、飼い主のいない猫を原因とするふん尿被害等の問題を減少させることも期待できます。

町では、このような活動を通じて、飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体および地域に対し、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金」を交付します。

■対象者

町内で飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等を行っている3人以上で構成する団体および地域（自治会等）

■補助額

1団体あたり10万円を上限に対象経費の2分の1を補助

■補助対象経費

不妊・去勢手術費用（V字カット代を含む）、消耗品費、飼育器具等の備品購入費、健康診断・予防接種費、印刷製本費、会場使用料、広告宣伝費等

■申請期間

7月1日～令和6年1月31日（※予算がなくなり次第終了となりますのであらかじめご了承ください）

■申請方法

申請様式等は、生活衛生課で配布します。また、町ホームページからも印刷できます。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町久賀5134

生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820-79-1012



島末城跡（藤田城跡）

周防大島町文化財保護審議会委員 尾野榮明

島末城跡は、周防大島町西方の城山（標高143m）の頂部に立地する。鎌倉幕府の業績を幕府自らが編纂した歴史書『吾妻鏡』には、「島末庄は、かの国大島の最中（さなか）なり、大島は平氏謀反の時、新大納言（知盛）城を構えて、居住旬月に及ぶの間、島人皆もって同意す」とある。平知盛は寿永3年（1184）に一ノ谷合戦で敗退し、兄宗盛（屋島へ）と別れ、赤間関に下り、彦島の城を固める。そして周防・安芸の2方国を回復し、周防大島に城を築き、彦島本陣の支城とするが、この城こそが島末城跡ではないかと考えられている。



▲城山の頂部にある島末城跡

城の痕跡として、主廓・廓・虎口・石垣・武者走りなどの遺構が確認さ

れており、さらに児童や調査員によつて平安時代の土器が採集されている。このように、古記録や立地環境、発見された遺構・遺物などから、島末城跡は、源平合戦とも関わりのある中世城郭跡の可能性を指摘することができると期待される。今後は、遺構の正式な発掘調査が実施されることを期待するものである。

狩猟免許試験 ～有害鳥獣捕獲には免許が必要です～

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。町ではイノシシ・タヌキ・カラス等を有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わるには狩猟免許を取得した後に、山口県に狩猟者登録を行い、山口県大島郡猟友会への入会が必要です。

山口県では次のとおり狩猟免許試験を実施します。この機会に捕獲に携わることが可能な方は、ぜひ狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。（※ 町では狩猟免許取得経費等を一部助成しています）

■狩猟免許試験日程（7月以降）

日にち	場 所	申込期限
7月 5 日(水)	山口県総合保健会館（山口市吉敷下東3丁目1-1）	6月26日(月) 午後5時
7月16日(日)	岩国市地方卸売市場（岩国市尾津町5丁目11-1）	7月 5 日(水) 午後5時
7月30日(日)	下関市菊川ふれあい会館（下関市菊川町下岡枝117）	7月19日(水) 午後5時
8月 9 日(水)	山口県立農業大学校（防府市牟礼10318）【わな猟のみを予定】	7月31日(月) 午後5時
8月27日(日)	ゆめプラザ熊毛（周南市熊毛中央町1-1）	8月16日(水) 午後5時
9月 3 日(日)	三隅農業者トレーニングセンター（長門市三隅下518）	8月23日(水) 午後5時

○各回ともに、午前9時から午後4時までとなります。

※申請様式は、農林水産課（☎79-1002）でも配布しています。

■申し込み・問い合わせ

〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1

岩国農林水産事務所 ☎0827 (29) 1567

【狩猟免許講習会】

試験日の前日に、同会場において、山口県猟友会主催による狩猟免許講習会が開催されます。申し込み等に関するお問い合わせは、山口県猟友会事務局（☎083-924-3517）までお願いします。

がん検診を受けましょう！

がん検診（集団検診）日程（7月4日～28日）

地区	会場	日にち	受付時間	実施項目
大島	しまとぴあスカイセンター	7月 4日(火)	■事前に申込みをされた方 待ち時間を最小限にするため、受付時間を指定してご案内しています。検診機関から届くご案内をご確認ください。 ■事前に申込みをされていない方 新たに申し込みを希望される場合は、事前にご連絡ください。 ※大腸がん検診の追加申込みはできません。	・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診（容器提出日） ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診
		7月 5日(水)		
	蒲野農村環境改善センター	7月 6日(木)		
		7月 7日(金)		
東和	油田農村環境改善センター	7月 11日(火)		
		和田出張所		
	東和総合センター	7月 13日(木)		
		白木出張所		
大島	沖浦農村環境改善センター	7月 19日(水)		
久賀	農業者健康管理センター	7月 20日(木)		
		7月 21日(金)		
橘	日良居庁舎	7月 25日(火)		
		7月 26日(水)		
	たちばなケアプラザ	7月 27日(木)		
		7月 28日(金)		

※肺がん検診のみ希望された方は、8月下旬から9月の検診日を改めてご案内します。

女性のがん検診（子宮頸がん検診・乳がん検診）は医療機関でも受けられます

○検診期間 7月1日(土)～令和6年3月30日(土)

○対象者 ・20歳以上で、昨年度、町の子宮頸がん検診を受けていない女性
 ・40歳以上で、昨年度、町の乳がん検診を受けていない女性

○検診料金 子宮頸がん検診 1,500円 / 乳がん検診 1,700円

○お持ちいただくもの 住所が確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）、受診票

医療機関名	検診項目	住所	電話番号	予約方法・受付時間
優クリニック	子宮頸がん	柳井市中央 1-8-8	0820-22-0317	予約不要
周東総合病院	子宮頸がん・乳がん	柳井市古開作 1000-1	0820-22-3456	健康管理センターに予約 (10:00～16:00)
大和総合病院	子宮頸がん・乳がん	光市岩田 974	0820-48-2111	健診科に予約 (13:00～17:00)
岩国医療センター	子宮頸がん・乳がん	岩国市愛宕町 1-1-1	0827-35-5872	予約センターに予約 (8:30～17:15)
平生クリニックセンター	乳がん	平生町平生町 569-12	0820-56-2000	(9:00～17:00)

問い合わせ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

「社会を明るくする運動」 強調月間

7月の期間中、周防大島町社会を明るくする運動推進委員会（委員長・藤本浄孝町長）・大島保護区保護司会・大島地区更生保護女性会等により、啓発行動として町内で啓発街宣を行います。また、啓発活動や「社会を明るくする運動中学校生徒の主張発表大会」、町内小中学校を対象に「社会を明るくする運動作文コンテスト」なども行います。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の改善更生に理解を深め、それぞれ立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

☎ 0820 (77) 5505
 岡福祉課 民生福祉班



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

中高一貫教育だより①

この周防大島地域は県内で唯一、連携型の中高一貫教育を実践しています。「地域の生徒を地域で育てる教育の実践」を目標に、大島中学校と周防大島中学校の町内2中学校と、周防大島高校が協力してさまざまな取組を行っています。今年度も5回、その時節の取組を紹介させていただきます。

ここ数年は新型コロナウイルスの影響を受け、当初の計画通りに実施できなかった行事もありました。その影響が軽減された今年度はさまざまな催しや活動の様子をお伝えできるものと考えております。また、定期的な天体観測会など新しい取組についても情報発信していきますので、地域に長くお住まいの方だけでなく、新しく島に来られた方にも読んでいただきたいと思います。

学力アップ特講

3月13日、「学力アップ特講」を行いました。これは連携型中高一貫教育に係る入試で周防大島高校への合格が内定している中学生の学力向上を目的として、各教科の学習のポイントを高校の教員が教える取組です。



当日は基礎コースと発展コースに分かれ、基礎コースの生徒は国語、数学、英語について、高校での学習のヒントなどを教わりました。一方、発展コースの生徒は、自分に合ったコース選択をするための高校教員との面談のほか、社会科や理科の発展的な学習に取り組みました。

参加した生徒は、高校入学後を想像しながら、真剣に学習に取り組んでいました。春から自分たちが学ぶ校舎で、中学校時代と違う先生から教わることで、高校生活への期待が一段階高まったのではないのでしょうか。

第1回中高一貫教育合同研修会

4月6日、今年度の第1回中高合同研修会を行いました。この研修会は県教育委員会担当者、町教育委員会、周防大島地域で中高一貫教育に携わる全ての教員が一堂に会し、その理念を共有するためのものです。

昨年度までは新型コロナウイルス感染症対策のため、全体会はオンラインで視聴する形でしたが、今年は全体会、部会とも対面型で行うことができました。

全体会では、関係する全職員で連携型中高一貫教育の意義を再確認し、これからの各取組に向けて気持ちを新たにしました。教科部会では、中高の交流授業や合同行事をより良くするにはどうすべきかなど、課題や計画について協議し、専門部会では、教務、生徒指導、進路指導などの分掌に分かれて情報交換や現状報告などを行いました。教科や分掌で、より細部にわたって意思を共有することで、実りの多い研修会になりました。

問い合わせ 周防大島高校

☎ 0820-77-1048

6月は「環境衛生推進月間」

「環境衛生に注意して快適な生活を！」

衛生害虫の防除を！

衛生害虫などの生活環境への侵入を防ぎ、駆除に努めましょう。ゴキブリをはじめとした衛生害虫は、気温の上昇とともに、活動が活発になります。衛生害虫などは存在自体が不快感を与えるということもありますが、消化器系感染症や食中毒などを媒介する危険性があり、公衆衛生の面からも駆除が必要です。駆除の際に薬剤などを使用される場合は、使用上の注意を守り、安全に十分気を付けましょう。

換気にご注意を！

気温が高い時期、特に、新築・改築・改裝後の建物は、適度に換気を励行しましょう。近年、建物の気密性が高くなったことや化学物質を放散する建材や内装材が使用されるようになったことにより、新築・改築・改裝後の住宅やビルで、化学物質による室内空気汚染が生じ、居住者が頭痛や倦怠感、目やのどの痛みをはじめとしたさまざまな体調不良を訴えることが起きています。夏季に建物を長く締め切っていた時などは、十分に換気するよう心がけましょう。



☎ 生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820 (79) 1012

学校統合に伴う廃校舎等利活用者を募集します

周防大島町では、学校の統廃合により廃校となった校舎等（以下、「廃校舎等」という。）について、貸付によって有効活用を図るため、利活用希望者を募集します。ご希望の方は、以下の内容を確認のうえ、応募ください。

■対象廃校舎等

旧学校名	閉校年月	種別	建築年	構造	面積	補助省庁
森野小学校 	R5.3	校舎	S57	RC 2階	1,700 m ²	文部科学省 防衛省
		体育館	H2	RC 2階	809 m ²	文部科学省
		グラウンド	—	—	6,055 m ²	—
城山小学校 	R5.3	校舎	S53	RC 2階	929 m ²	文部科学省
			H4	RC 1階	537 m ²	防衛省
			H5	RC 2階	41 m ²	防衛省
		体育館	S56	RC 1階	680 m ²	文部科学省
グラウンド	—	—	3,738 m ²	—		

※城山小学校 体育館は雨漏りを確認していますが、町で改修する予定はありません。

■応募資格

法人または任意団体で、次の条件に該当しない者。

- (1)法人等の役員等が暴力団員等または暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者
- (2)成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- (3)国税および地方税等を滞納している者
- (4)宗教活動や政治活動に利用する目的の者

■利用条件等

- (1)学校が地域の中核的な公共施設であったことを踏まえ、地域の活性化や振興発展に貢献できるよう、地域の活性化や雇用促進につながる活用であること
- (2)地域住民との融和に努めるとともに、1階の一部分については、地域住民が当該部分の使用について希望した際には、使用について配慮すること
- (3)災害時等の避難所として使用することについて町と協議すること
- (4)地域への環境に配慮し、適正な維持管理に努めること
- (5)事業を10年以上継続すること

■提出書類

- (1)廃校舎等利活用申込書【様式1】
- (2)廃校舎等利活用事業計画書【様式2】
- (3)申込者概要書【様式3】
- (4)誓約書【様式4】

■応募内容の取り扱い

応募があったことをもって、そのまま契約につながるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

■募集期間 8月31日(木)まで

■応募方法

提出書類を町ホームページからダウンロードし、必

要事項を記入のうえ、郵送または直接お届けください。（直接お持ちいただく場合は、最寄りの総合支所・出張所でも可能です）

■現地見学および質問事項

募集期間中、見学を希望される場合は事前にご連絡ください。質問事項は電子メールにてご提出ください。

■費用等

- (1)校舎、体育館は無償貸付ですが、グラウンドは継続的に建屋等で占有する場合は使用料が発生します。
- (2)光熱水費は利活用者の負担となります。既存設備に係る消防設備保守点検費、電気工作物保安管理費、浄化槽維持管理費は町が負担します。
- (3)利活用期間中の修繕費は利活用者の負担となります。ただし、老朽化に伴う大規模な改修は町が負担する予定です。
- (4)現状での貸付となり、他の費用が発生した場合は原則、利活用者の負担となります。

■その他

- (1)利活用内容について、中国四国防衛局との協議が必要です。
- (2)選考過程において、法人・任意団体を証明する書類等を求めます。
- (3)周防大島町学校跡地施設利用検討委員会でヒアリングを実施します。
- (4)利用開始は必要な手続きを経て、令和6年4月を予定しています。

■応募・問い合わせ

〒742-2512 周防大島町平野 269-44

周防大島町教育委員会 総務課

☎ 0820-78-0700 / ✉ kyoit@town.suo-oshima.lg.jp

町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか？

税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。

町では、税を納めていただいている方との公平性を保つために、また重要な自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。なお、本年度も専門知識を有した山口県税務課職員とともに町税を徴収する併任徴収制度を実施します。

滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。また、督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない方は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（預貯金・給与・生命保険・売掛等債権、不動産、組合等の出資金など）の調査を行います。

③差押

調査により発見した財産を差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価充当

差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。



▲自動車のタイヤロック

滞納処分等の実績

(令和2年度から令和4年度まで)

◇財産調査	1,109件
◇交付要求	9件
◇差押	101件

○納税方法のご相談、納期限までの納付にお困り等、納税のご相談は税務課 徴収対策班へご連絡ください。

○情報公開制度の運用状況

実施機関区分	請求件数	決定区分等				不服申立
		公開	部分公開	非公開	却下	
町長	57	42	14	0	1	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0
病院事業管理者	13	3	7	0	3	0
計	72	45	23	0	4	0

○個人情報保護制度の運用状況

請求件数	0
------	---

■問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班
☎ 0820-74-1007

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。

個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の適正な取り扱いや保護に関して必要な事項を定めることにより、個人の権利・利益の保護を図るとともに、自分の情報について開示請求したり、誤りがある場合などに訂正を請求したりすることができる制度です。

各制度の令和4年度の運用状況についてお知らせします。

ダニが媒介する感染症を予防しましょう

病原体を有するマダニやツツガムシにかまれると、感染症にかかることがあります。マダニやツツガムシは、特に春から秋にかけて活動が活発になります。屋外で活動するときには、次のことに注意しましょう。

- 山や野原の他、公園、住宅地の庭などにもダニがいることがありますので、剪定や草取り等の際には注意してください。
- やぶや草むらなど、ダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴下・靴を着用等、肌の露出を少なくすることが大切です。
- 屋外活動後にはダニにかまれていないか確認してください。帰宅後すぐに服を着替えたり、体をシャワーで洗い流したりすると有効です。
- やぶ等で、犬や猫などの動物にダニが付くことがあります。除去には、目の細かいクシをかけると効果的です。ダニ駆除薬もありますので獣医師にご相談ください。
- 吸血中のダニに気がついた際には、できるだけ医療機関で処置してください。(自分でダニをつぶさないようにしてください)
- ダニにかまれた後に、発熱等の症状があった場合は、医療機関を受診してください。

問い合わせ 山口県柳井健康福祉センター (健康増進課 地域保健班) ☎ 0820-22-3631

スマートフォン教室

「スマートフォンを持っていない」「スマートフォンの使い方に不安がある」という方のためのスマホ入門者向けの講座を開催します。「入門編」と「安全な使い方」の2つの講座の受講となります。

日にち	場所	内容	時間	定員
7月18日(火)	橘総合センター	スマホの使い方(入門編)	14:00～15:00	7人
7月25日(火)		スマホの安全な使い方	14:00～15:00	

■参加費 無料(※先着順)

■申込方法 電話にて社会教育課(☎0820-78-2205)にお申込みください。氏名・年齢・住所・電話番号・スマホ利用歴をお聞きます)

出張スマートフォン教室

「スマホ何でもサポート号」で「マップやカメラの使い方など」を学べるスマホの基礎講座や、「LINEの使い方のトークの送り方、写真・スタンプの送り方など」を学べるLINEの使い方の講座を開催します。

日にち	場所	内容	時間	定員
7月21日(金)	沖浦出張所 駐車場	スマホの使い方(基礎編)	(1) 11:00～12:00	3人
			(2) 13:00～14:00	3人
		LINEの使い方	(3) 14:30～15:30	3人
		個別相談	(4) 16:00～16:45	1人
7月28日(金)	蒲野出張所 駐車場	スマホの使い方(基礎編)	(1) 11:00～12:00	3人
			(2) 13:00～14:00	3人
		LINEの使い方	(3) 14:30～15:30	3人
		個別相談	(4) 16:00～16:45	1人

■参加費 無料(※先着順)

■申込方法 電話にて次の予約受付コールセンターにお申し込みください。

予約受付コールセンター ☎0800-111-9442(通話無料) / 受付時間 10:00～18:00

問い合わせ 政策企画課DX推進班 ☎0820-74-1007

国民健康保険税の口座振替が便利です

— 6月15日～8月31日は口座振替推進月間 —

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている方を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において、国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっています。このことから町では「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

■申込手続きの方法

町内の取扱金融機関に、申込用紙が備え付けられていますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し

込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙を備え付けていないので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付させていただきます。申込用紙の記入方法が分からない場合は、税務課までお気軽にお問い合わせください。

■手続き（申請書記載）に必要なもの

- ・預貯金通帳（口座番号が確認できるもの）
- ・預貯金通帳の届出印

■取扱金融機関

山口銀行	山口県農業協同組合
北九州銀行	山口県漁業協同組合
西京銀行	ゆうちょ銀行・郵便局

■問い合わせ 税務課 徴収対策班 ☎ 0820-74-1031

島と自転車

周防大島観光協会もメンバーとして参画している「周防大島サイクルアイランド推進協議会（以下、協議会）」では、2018年6月の設立以降、サイクル県やまぐちのサイクルステーションとして、グリーンステイながうら・道の駅サザンセトとうわ・竜崎温泉の3施設が認定されるとともに、これらの施設でレンタサイクル事業が開始されるなど、サイクリスト向けのサービス拡充に努めてきました。

協議会が春季に開催する、周防大島を一周しながら瀬戸内の景色・郷土料理を楽しむサイクルイベント「シマクル」も好評を博しており、全国から集まったサイクリストが周防大島でのサイクリングを楽しみます。

また、秋になれば周防大島をはじめ近隣1市4町が主催する「サザンセト・ロングライド in やまぐち」も開催予定で、多くのサイクリストの皆さんがサザンセトエリアの125kmコースを駆け抜けます。

周防大島は信号の少ない道路インフラをはじめ、瀬戸内の多島海に代表される景観など、国内屈指のサイクリングコースであり、イベント開催を通じて全国のサイクリストに来島を促します。食べ

物や飲み物を補給するエイドステーションも人気の秘訣で、周防大島らしさを大切にしたいメニューでのおもてなしが喜ばれています。

さらに協議会では、山口・広島・愛媛県を橋やフェリーで繋ぐ全長300kmのコースを自転車で周遊する「瀬戸内ロングライド」を提唱しています。周防大島やしまなみ海道ではロングライドを満喫し、広島市街や松山市街を自転車で巡るポタリングを楽しみ、時には電車やフェリーに自転車を積んで輪行することで、サイクリングと観光を併せて楽しめる広域周遊ルートの確立を目標としています。

最後に、自転車という移動手段が周防大島における二次交通の課題解決に繋がることを期待しています。



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820 (72) 2134

周防大島町の話題



▲それぞれのペースで札所を巡る参加者の皆さん

歩け歩け大会

4月29日、すば一く大島を発着点にお大師堂めぐり歩け歩け大会が開催され、町内外から約360人の参加がありました。

雨が降る中での開催となりましたが、参加者の皆さんは、景色や会話を楽しみながら札所を巡りました。

また、閉会式では、周防大島の特産品などが当たる抽選会も行われました。

ブラインドサッカーを開催

5月14日、ブラインドサッカー西日本リーグ2023in山口が、山口県内では初めて周防大島町陸上競技場で開催されました。

ブラインドサッカーは、アイマスクをつけた4人のフィールドプレイヤーと目の見えるゴールキーパーの5人制のサッカーです。フィールドプレイヤーは、転がると音の鳴るボールの音、仲間の声、相手が走る音や気配、ゴールキーパーや監督、ゴールの位置と距離や角度を伝えるガイドの声などを頼りに競技を行います。

選手の皆さんは、目が見えないとは思えない熱い戦いを繰り広げました。



▲音や気配、ガイドの声などを頼りにプレーする選手の皆さん

島をクルっと一周「シマクル」

5月15日、道の駅サザンセットとうわをスタート・ゴールに、サイクルイベント「シマクル」が開催され、遠くは北海道からの参加者を含む約340人の参加がありました。

シマクルは、タイムや順位を競うものではなく、瀬戸内の景色やコースの途中に設置されている水分や食べ物を補給できるエイドステーションで周防大島の特産物などを楽しむサイクルイベントです。

参加者の皆さんは、景色や料理などを楽しみ、心地よい潮風を受けながら周防大島を駆け抜けました。



▲エイドステーションで周防大島のグルメを楽しむ参加者の皆さん
(写真はサザエのつぼ焼き)

受章

令和5年度春の叙勲ならびに第40回危険業務従事者叙勲等が発表され、次の方が受章されました。



○瑞宝単光章 (消防功労)
兒玉 徳幸さん (久賀)
(元周防大島町消防団副団長)



○瑞宝双光章 (教育功労)
西川 敏之さん (棕野出身)
(元公立小学校長・元周防大島町教育委員会教育長)



◆令和5年度春の叙勲
○旭日双光章 (地方自治功労)
椎木 巧さん (西安下庄)
(元周防大島町長)



◆第40回危険業務従事者叙勲
○瑞宝単光章 (警察功労)
藤本 覚さん (久賀)
(元山口県警部補)



○瑞宝単光章 (児童福祉功労)
瀨口 紀子さん (外人)
(元浄念寺保育園主任保育士)



○瑞宝単光章 (消防功労)
西山 秋吉さん (外人)
(元周防大島町消防団分団長)

皆さんこんにちは。周防大島チャンネル担当、地域おこし協力隊の中野です。周防大島に移住、そして地域おこし協力隊へ着任して1年が経過しました。

今回は、私が企画した番組『島の海を知ろう！～ナカノが行く～』についてお話ししたいと思います。この番組は、「海が大好きな私が海に関わる仕事や活動をされている方にインタビュー。お話を聞いて周防大島のことをもっと知っていく」というのがテーマとなっています。

周防大島は穏やかな瀬戸内海に囲まれ、海は昔から人々の暮らしにはなくてはならない存在だったと思います。島の人たちにとっては当たり前にある周防大島の海ですが、

地域おこし協力隊員 中野 寛之の
しましまタイムズ
SHIMASHIMA TIMES
38
政策企画課
☎0820 (74) 1007



▲ぜひご覧ください！

周防大島の外から来た人にとっては、とても魅力的で周防大島への移住を決めるきっかけのひとつになっていると思います。

そんな周防大島には、海に関わる仕事や活動をされている方がたくさんおられます。お話を聞いていくと、周防大島の人たちの「海に対する想い」などを感じることができ、周防大島の違った一面を知ることが出来ます。将来的には海に関わることをしたいと思っている、いろいろな話を聞くことができるのはすごくためになります。

今後も地域の方たちが、周防大島の海の魅力を再発見してもらえような番組を作っていきたいと思っています。

募 集

会計年度任用職員の募集

(陸奥記念館・なぎさ水族館・陸奥野営場)

■採用予定人数 若干名

■勤務場所 陸奥記念館・なぎさ水族館・陸奥野営場(周防大島町伊保田2211-3)

■勤務内容

受付、案内および施設の管理

■勤務条件等

■任用期間 採用日(令和6年3月31日まで(ただし、任用から1カ月間は条件付き採用期間となります))

■勤務時間 午前8時30分～午後5時

■勤務日

週2～3日程度(土日祝日の勤務があります)

■報酬等

・時給920円

・通勤に係る費用弁償制度あり

■登録申込書の請求方法

登録申込書は、各総合支所・出張所で配布しています。また、町ホームページからも印刷できます。

郵送請求の場合、「会計年度任用職員(陸奥記念館・なぎさ水族館・陸奥野営場)登録申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒(申込者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封のうえ、請求してください。

■申し込み方法

登録申込書(直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付け)を6月30日(金)までに郵送または直接お届けください。

郵送の場合は、「会計年度任用職員(陸奥記念館・なぎさ水族館・陸奥野営場)登録申込書」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れてお送りください。(できるだけ簡易書留でお願います)

※申込期限までに申し込みがない場合は、随時募集を行います。

■面接日 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ 742-2301

周防大島町久賀5134

商工観光課公共施設管理班

0820(79)1003

■試験日(1次試験) 9月3日(日)

■受験資格

(1)令和5年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人(令和2年4月1日以降に卒業した人が該当します)および令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

(2)人事院が(1)に掲げる人に準ずると認める人

■試験の程度

■受付期間 6月19日(月)～28日(水)

※原則インターネットでの申し込みとなります。

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ 082(221)9211

内線3743・3635

0820(22)0277



申込専用アドレス

税務職員募集

■試験日(1次試験) 9月17日(日)

■試験の種類

(1)刑務Aおよび刑務A(武道)

【男子】

(2)刑務Bおよび刑務B(武道)

【女子】

(3)刑務Aおよび刑務B(社会人)

※(武道)は実技試験あり

■受験資格

(1)および(2):平成6年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた方

(3):昭和58年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた方

■募集期間 7月18日(火)～27日(水)

※インターネットでの申し込みとなります。

※詳しくは、法務省の矯正職員採用サイトを確認するか、お問い合わせください。

■問い合わせ 0827(41)0136

岩国刑務所

0827(41)0136



矯正職員採用広報 HP

放送大学10月入学生募集

放送大学は、令和5年度10月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせください。

■出願期間 第1回 8月31日(木)まで

第2回 9月12日(火)まで

■問い合わせ・資料請求 放送大学山口学習センター

083(928)2501

放送大学山口学習センターウェブサイト



放送大学山口学習センターウェブサイト



周防大島町病院事業局
職員募集

◎看護師（令和6年4月採用）

- 採用予定人数 若干名
- 採用予定日 令和6年4月1日

■受験資格

(1)昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保健師助産師看護師法に基づく看護師免許を有する方

(2)令和6年3月31日までに看護師国家試験に合格見込みの方

■受付期間

7月14日(金)まで（郵便の場合、当日の消印有効）

■申し込み方法

履歴書・看護師免許証の写し・卒業証明書（写しでも可）を、令和6年3月31日までに看護師免許取得見込みの方は、卒業見込証明書・成績証明書を、1200円切手を貼った返信用の封筒（A4が入るもの）と併せて、「受験申込書請求」と朱書きした封筒に入れ、郵送または直接お届けください。送または直接お届けください。

■試験方法 面接試験、小論文

■試験日 7月29日(土)

■試験会場

周防大島町病院事業局

◎看護師（随時採用）

■採用予定人数 若干名

■採用予定日

9月から令和6年3月までの月の初日（応相談）

■受験資格

昭和40年4月2日以降に生まれた方で、保健師助産師看護師法に基づく看護師免許を有する方

■受付期間

7月14日(金)まで（郵便の場合、当日の消印有効）

■申し込み方法

履歴書・看護師免許証の写し・卒業証明書（写しでも可）を1200円切手を貼った返信用の封筒（A4が入るもの）と併せて、「受験申込書請求」と朱書きした封筒に入れ、郵送または直接お届けください。

■試験方法 面接試験、小論文

■試験日 7月29日(土)

■試験会場

周防大島町病院事業局

◎調理師（員）

■採用予定人数

1人（59歳以下）

■勤務先

周防大島町立東和病院

■採用予定日 応相談

■勤務内容 給食調理業務

■受付期間

随時（応募状況により締め切ることがあります）

■申し込み方法

履歴書（市販可）を郵送または直接お届けください。

■試験方法 面接試験

※看護師・調理師（員）ともに、詳しくは、病院事務局ホームページをご確認いただくかお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2106

周防大島町小松1388-6

周防大島町病院事業局

総務部総務課

☎0820(74)2332

お知らせ

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一

部負担金を全額補助していただきますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人の要件

- (1)身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- (2)療育手帳Aをお持ちの方
- (3)精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- (4)障害年金1級の受給者
- (5)特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所・出張所で申請をしてください。（所得制限額についてはお問い合わせください）

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は6月中旬に手続きをしてください。ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

健康保険証、対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）

■受給者証有効期間

7月1日～令和6年6月30日

■問い合わせ

福祉課民生福祉班
☎0820(77)5505

カウアイ島姉妹島縁組
60周年記念式典

昭和38年6月22日に大島郡とハワイ州カウアイ島が姉妹島縁組を締結し、今年で60年目となることを記念して式典を開催します。

ハワイをイメージしたラッピングポストのお披露目や地元小学生による郵便投函行事、フラなどの催しを予定しています。

皆さまのご来場をお待ちしています。

日時 6月22日(木) 午後1時～

場所 道の駅サザンセットとうわ特設ステージ

問い合わせ

山口県大島郡国際文化協会
(政策企画課内) ☎0820-74-1007

献血を実施します

皆さまのご協力をお願いします。
 ます。(※400ml限定となります)
 ます)

■日にち 7月7日(金)

■場所

- ・しまとびあスカイセンター
 午前9時30分～11時30分
- ・農業者健康管理センター
 午後1時30分～4時

■問い合わせ

健康増進課健康づくり班
 ☎0820(73)5504

教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

■期間

7月27日(木)まで
 午前8時30分～午後5時15分
 (閉庁日、休館日を除く)

■場所

周防大島町東和教科書センター
 (東和総合センター2階)

■問い合わせ

学校教育課学校教育班
 ☎0820(78)2204

催し

周防大島アートプロジェクト2023

原田裕規 個展「やっばり世の中で一ばんえらいのが人間のようぞうぞう」

原田裕規氏がこれまでに出会ったハワイ在住の日系アメリカ人をモデルに、デジタル技術で制作した映像作品を展示します。史実にフィクションを織り交ぜて創作した、ハワイ移民にまつわる興味深い物語を、CGによるデジタルヒューマンが語ります。

■開催期間

6月20日(火)～7月9日(日)
 (月曜日休館)

■場所

日本ハワイ移民資料館

■料金(入館料のみ)

・大人 400円
 ・小人 200円

■関連イベント

- (1)原田裕規氏による館内ギャラリートークを6月20日(火)と7月9日(日)の午後2時から行います。
- (2)宮本常一に関する書籍を執筆している民俗学者の畑中章宏氏と原田裕規氏による

対談を7月2日(日)の午後2時から行います。定員15人、料金が500円となります。(当日先着順)

■問い合わせ

周防大島地人協会(山根)
 ☎090(4654)7797

起業基礎講座

「身近な起業のノウハウ」

身近な事例を参考に、講義と演習を通して、興味・関心のあるビジネスについて起業プランを考えていきます。

■日時

7月1日(土)・15日(土)
 午後2時～5時

※受講無料

■会場

島スクエアプラス起業教育研究センター(周防大島町小松91-4)

■講師

中本和幸氏(中本経営コンサルティング) 中本和幸氏(中本経営コンサルティング) 事務所代表・中小企業診断士)

■申し込み方法

電話またはメールにて、氏名および連絡方法をお知らせください。(当日受付も可)

■申し込み・問い合わせ

NPO法人島スクエアプラス

☎090(7979)4615
 npo-shimajima@sea.icn-tv.ne.jp

消費生活センター講座

「きちんと学ぶ資産運用」

資産運用をこれから始める人向けに、基礎知識から新しいNISA制度と金融トラブルの事例紹介までわかりやすく解説します。(無料)

■日時

7月15日(土)
 午前10時30分～午後0時20分

■場所

柳井市文化福祉会館
 (柳井市柳井3718)

■定員

50人(事前予約制。当日参加も可能ですが、準備の都合上できるだけ事前のお申し込みをお願いします)

■申込期限

6月30日(金)

■申し込み・問い合わせ

柳井地区広域消費生活センター(柳井市商工観光課内)
 ☎0820(22)2125

うそ電話詐欺にご用心

うそ電話詐欺は日々巧妙化しており、どんなに注意をしてもだまされてしまう場合があります。詐欺犯からの電話を受けないための対策を講じて、自分や家族の大切な財産を守りましょう。

【被害に遭わないためのポイント】

■詐欺犯人と話さない対策が有効!

自分はだまされないと思っていても、被害に遭われる方は少なくありません。留守番電話設定や防犯機能付き電話を利用し、相手の声を確かめて電話に出るなど、すぐに電話に出ない対策をとりましょう。

■すぐに家族や警察に相談を!

電話やメールで、現金や電子マネーカードの購入を要求された場合は、一人で判断せず、まずは家族や警察に相談しましょう。

☎0820(72)0110
 ☎0820(23)0110

しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No.123

知っているようで、実はよく知らない! 『血圧』について②

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

健康増進課では、保健師が健康相談や健康講座の場で、住民の方の血圧を測定する機会があります。その時によく聞かれるのが、「家ではこんなに高くないけど…」「180なんて初めてです」といった声です。私たち保健師が測定する血圧は、変動する血圧のほんの一瞬を捉えた値になります。普段と違う場に緊張し、血圧が高くなることもあるため、家庭で血圧を測っている方には、普段の血圧の値も尋ねるようにしています。

家庭血圧は、血圧の変動や傾向を把握する上で、今とても重要視されています。また家庭血圧を継続して測ることで、自分の体調の変化にも早めに気づくことができます。まずは自分の血圧を知るためにも、“家庭血圧を測ること”から始めてみませんか？

< 家庭血圧を測る時のポイント >

朝と夜の1日2回、座位で測定します。

- 朝は起床後1時間以内に、排尿を済ませ、朝食前、服薬前に行きます。
- 夜は就寝前に行きます。飲酒や入浴直後は避けましょう。
- 測定前1～2分間は安静にします。
- 測定した血圧値は、血圧手帳などに記録し、病院受診の際には持参しましょう。

※家庭血圧が135/85mmHg以上が続く場合は、高血圧の可能性があるので、かかりつけ医にご相談ください。
参考：日本高血圧学会「高血圧治療ガイドライン2019」

6月の第3日曜日は「父の日」です。皆さんはどんなねぎらいの言葉を贈りますか？
平成22年2月から内閣府が行っている睡眠キャンペーンでは、「お父さん眠れてる？2週間以上の不眠はうつかも」というメッセージを発信し、睡眠指針を示して質の良い睡眠の確保を促しています。実はこれ、①不眠症状のある人がうつ病にかかりやすいことや、②不眠が自殺前の兆候として重要なサインであること、③自殺者は男性に多く(女性の2倍)、④特に40代、50代の働き盛りで急増することが関係しています。最近、眠っても疲れが取れない、気持ち重たく、好きだったことが楽しめない等、疲れがたまっていますか？たかが睡眠不足、されど睡眠不足。時にはうつも視野に入れ、家族や友人、身近な人のこころの変化に目を向けてみませんか？

父の日に贈るメッセージ
「お父さん 眠れていますか？」

元気ですか？
こころは保健師です

健康増進課健康づくり班

保健師 行田美穂

☎ 0820 (73) 5504

こころと命を守る第一歩

現代は「ストレス社会」。働くお父さんだけでなく、誰もが日々ストレスにさらされています。さらに、コロナ禍での生活の変化や不安等も重なり、「コロナうつ」といった抑うつが社会全体にも広がっています。

こころの不調は自分でも気づきにくく、「少し疲れているだけ」と見過ごされることも。また、気づいたとしても誰にも相談できず、一人で抱え込む人もいます。だからこそ、周囲の気づきや温かい声かけが重要となります。大切なだれかの不安や悩みを察知し、やさしいひとことかけることが、こころと命を守る一歩となります。

※相談先に迷ったら、まずは健康増進課健康づくり班にご相談ください。

暮らしの相談 (6月21日～7月20日)

相談所

相談	日時	場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	7月 7日(金)	9:30～11:30	東和総合センター ☎ 福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505
育児相談	6月22日(休)	10:00～11:30	しまとびあスカイセンター
	7月14日(金)		日良居庁舎
	7月18日(火)		久賀福祉センター
こころの相談	7月 7日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ☎ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504
認知症相談	7月 6日(休)	9:00～12:00	日良居庁舎 ☎ 地域包括支援センター ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ☎ 要予約 (予約は相談希望日の前月1日から受付) ☎ 持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。 ☎ 岩国年金事務所 ☎ 0827-24-2222

電話相談

相談	時間	電話番号
救急医療電話相談	子ども (15歳未満) の相談	19:00～翌8:00 # 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
	おとな (15歳以上) の相談	毎日24時間 # 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

トイレ修理のトラブルに注意



【相談窓口】

柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125
山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999

消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。

【相談】

自宅のトイレが詰まったため、ネット上の広告で「数百円から」と記載がある事業者に修理を依頼しようと思うが、注意すべきことはあるか。

【アドバイス】

水回りの修理サービスで、「数百円から」という安い価格の広告を見て修理業者に依頼したところ、実際は数十万円の修理代を請求されたという事例もあるため、目立つ金額表示だけでなく、作業内容や追加料金について依頼前によく確認するよう助言した。

【ワンポイント講座】

トイレの詰まりや水漏れなど水回りの修理サービスで、高額請求を受けたというトラブルが増えています。特に、広告記載の料金と実際の請求額が大きくかけ離れている事例が目立ちます。不具合の原因や必要な修理は様々で、広告に記載された料金で作業できるとは限りませんので、広告の料金をうのみにしないようにしましょう。

また、焦って冷静な判断ができなくなる前に、日頃から信頼のおける事業者の情報を調べておくことが安心です。

このコーナーはPDF版では掲載していません。

今月の納期 (普通徴収)

町県民税 第1期分
納期限 6月30日(金)

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
6月25日(日)	安本医院	☎ 73-0822
7月2日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
7月9日(日)	おげんきクリニック	☎ 74-2490
7月16日(日)	山中医科歯科クリニック	☎ 72-0152
7月17日(月)	川口医院	☎ 78-0306
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

人のうごき (5月1日現在) ※増減は前月比

人口	14,115人 (-5)	増: 出生 3人
男	6,577人 (+16)	転入 81人
女	7,538人 (-21)	減: 死亡 34人
世帯	8,278戸 (+21)	転出 55人

無くそう思い込み 守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来

男女共同参画週間 6月23日～29日

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日からの1週間は、「男女共同参画週間」です。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するには、皆さん一人一人の取組が必要です。

圏政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

広報すおう大島5月号16ページの「人権擁護委員制度を知っていますか？」記事に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

〈誤〉22ページの ⇒ 〈正〉18ページの

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

「認知症あんしん見守りシール」をご存知ですか？

～認知症の方やそのご家族が、安心して暮らせるまちづくりを目指しています～

認知症等で行方不明になる恐れのある方が事前登録できる事業「高齢者SOSネットワーク事業」と併せて、万が一行方不明になった際、発見～保護～ご帰宅までを安心・安全・迅速に行えるよう「認知症あんしん見守りシール」を配付しています。



認知症あんしん見守りシール（縦2.5cm×横5cm）



対象者

高齢者SOSネットワーク事業に登録され、シールの配付を希望される方のうち、ご親族のどなたかがスマートフォンの操作が可能な方

地域の皆さまにお願い

- シールを貼っている方を見かけたら、支援が必要な状況かもしれません。温かく声をかけてください。
- シールのQRコードを読み取ると、登録しているご家族と匿名でやり取りができます。道に迷っている様子がみられたら、お手持ちのスマートフォンで操作をお願いします。
- 1人で対応が難しい場合、お近くにスマートフォンの操作ができる人がいれば協力をお願いします。困難な場合は、お近くの役場や警察署にご連絡ください。その際はシールを貼っていることや、その番号を伝えていただくと早期発見につながります。

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター

☎ 0820-73-5506